



山形県公報

平成16年10月12日 (火)

号 外 (63)

目 次

条 例

- 山形県手数料条例の一部を改正する条例…………… (財 政 課) … 2
- 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例…………… (学術振興課) … 3
- 山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例…………… (障害福祉課) … 同
- 公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例…………… (保健薬務課) … 4

本号で公布された条例のあらまし

- ◇ 山形県手数料条例の一部を改正する条例 (県条例第49号) (財政課)
 - 1 薬事法に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査の事務につき手数料を徴収することとした。(第2条第1項第215号の2関係)
 - 2 その他
 - (1) この条例は、平成16年11月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。(改正条例附則第2項関係)
- ◇ 山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例 (県条例第50号) (学術振興課)
 - 1 新たに設置する研修室の使用料の額を定めるとともに、附属設備の使用料の額を改定することとした。
 - 2 この条例は、平成16年11月1日から施行することとした。
- ◇ 山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例 (県条例第51号) (障害福祉課)

障害者基本法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。
- ◇ 公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例 (県条例第52号) (保健薬務課)
 - 1 公衆浴場及び旅館業の施設におけるレジオネラ症の発生の防止を図るための構造設備の基準を次のとおり定めることとした。(公衆浴場法施行条例第2条第1項並びに旅館業法施行条例第1条の2及び別表第1関係)
 - (1) 水道法第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を原湯又は原水として使用する場合は、当該湯水が規則で定める水質の基準に適合していること。
 - (2) 循環ろ過装置は、次の要件を満たす構造であること。
 - イ ろ過器は、十分なる過能力を有し、そのろ材の十分な洗浄又は交換が行えるものであること。
 - ロ 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に集毛器が設置されていること。
 - ハ 浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に塩素系薬剤の注入口又は投入口が設置されていること。
 - (3) 回収槽内の湯水を浴用に使用しない構造であること。
 - (4) 貯湯槽、配管その他浴槽に附属する設備は、土ぼこり、汚水その他これらに類するものが入らない構造であること。

- (5) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合は、当該浴槽は、その浴槽水を毎日完全に換水するのに支障がない構造であること。
 - (6) 打たせ湯及びシャワーは、浴槽水を使用しない構造であること。
 - (7) 気泡発生装置等は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
 - (8) 露天風呂の浴槽水が内湯の浴槽水に混じることのない構造であること。
- 2 レジオネラ症の発生の防止を図るための事業者が講ずべき措置の基準を次のとおり定めることとした。（公衆浴場法施行条例第3条第1項並びに旅館業法施行条例第4条及び別表第2関係）
- (1) 浴槽水については、規則で定める水質の基準に適合するように水質の管理を行うこと。
 - (2) 規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、(1)の水質の基準に適合しなかった場合は、速やかにその旨を知事に届け出ること。
 - (3) 貯湯槽については、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を定期的に行うこと。
 - (4) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、ろ過した湯水又は原湯を十分に供給することにより、清浄に保つこと。
 - (5) 浴槽については、毎日（循環ろ過装置を設置している浴槽にあつては、1週間に1回以上）、浴槽水を完全に排出した上、清掃を行うこと。
 - (6) ろ過器のろ材は、1週間に1回以上、十分に洗浄し、又は交換して汚れを排出すること。
 - (7) ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管については、適切な方法により、生物膜の除去及び消毒を行うこと。
 - (8) 浴槽に循環ろ過装置を設置している場合その他規則で定める場合は、原湯又は原水の性質により塩素系薬剤が使用できない場合その他規則で定める場合で知事が相当と認める衛生措置を行う場合を除き、浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒した上、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を定期的に測定し、当該遊離残留塩素濃度を規則で定める基準に適合するようにするとともに、その測定結果を検査の日から3年間保管すること。
 - (9) 浴槽水の消毒を行う装置の維持管理を適切に行うこと。
 - (10) 集毛器は、毎日清掃すること。
 - (11) 浴槽水が換水してから1日以上使用したものである場合は、気泡発生装置等を使用しないこと。
 - (12) 公衆衛生上入浴者が守るべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - (13) 衛生管理に関する作業書及び点検表を作成し、当該作業書に基づき点検を実施するとともに、点検表を点検の日から3年間保管すること。
 - (14) 事業者又は従業者のうちから衛生管理に係る責任者を定めること。
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 4 その他
- (1) この条例は、平成17年4月1日から施行することとした。
 - (2) その他所要の経過措置を定めることとした。（改正条例附則第2項～第11項関係）

条 例

山形県手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第49号

山形県手数料条例の一部を改正する条例

山形県手数料条例（平成12年3月県条例第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第215号の次に次の1号を加える。

(215)の2 薬事法第39条第1項の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業又は賃貸業の許可申請手数料
高度管理医療機器又は特定保守管理医療機器の販売業又は賃貸業の許可の申請に対する審査

附 則

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成17年3月31日までの間における改正後の第2条第1項第215号の2の規定の適用については、同号中「薬事法第39条第1項の規定に基づく」とあるのは「薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律（平成14年法律第96号）附則第17条第2項の規定に基づく同法第2条の規定による改正後の薬事法第39条第1項に規定する」とする。

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第50号

山形県生涯学習センター条例の一部を改正する条例

山形県生涯学習センター条例（平成2年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

別表1施設の項の表中

第3研修室	490円	710円	740円	を
第3研修室	490円	710円	740円	
第4研修室	490円	710円	740円	に
第5研修室	1,280円	1,830円	1,920円	

改め、別表2附属設備の項の表中

4,680円

 を

3,560円

 に改める。

附 則

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第51号

山形県障害者施策推進協議会条例の一部を改正する条例

第1条 山形県障害者施策推進協議会条例（昭和47年3月県条例第18号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第27条第3項」を「第24条第3項」に改める。

第2条 山形県障害者施策推進協議会条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第3項」を「第26条第3項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は規則で定める日から施行する。

公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成16年10月12日

山形県知事 高 橋 和 雄

山形県条例第52号

公衆浴場法施行条例等の一部を改正する条例

（公衆浴場法施行条例の一部改正）

第1条 公衆浴場法施行条例（昭和23年12月県条例第67号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「充分な」を「十分な」に改め、同項第3号中「硝子戸」を「ガラス戸」に、「目かくし」を「目隠し」に改め、同項第5号を削り、同項第6号中「第15号ただし書」を「第14号ただし書」に、「はき物」を「履物」に改め、同号を同項第5号とし、同項第7号中「間隙」を「間げき」に改め、同号を同項第6号とし、同項第8号中「不滲透質」を「不浸透質」に、「勾配」を「こう配」に、「間隙」を「間げき」に、「亘り」を「わたり」に、「下水溜」を「下水だめ」に改め、同号を同項第7号とし、同項第9号中「乃至0.1メートル」を「以上0.1メートル以下」に、「不滲透質」を「不浸透質」に、「出入」を「出入り」に、「亘り」を「わたり」に、「個所」を「箇所」に、「堅牢な」を「堅ろうな」に改め、同号を同項第8号とし、同項第10号中「不滲透質」を「不浸透質」に改め、同号を同項第9号とし、同項第11号中「並びに湯槽及び水槽」を削り、「洗桶」を「洗いおけ」に改め、同号を同項第10号とし、同項第12号中「湧出地」を「のゆう出地」に改め、同号を同項第11号とし、同項第13号中「便壺」を「便つぼ」に、「不滲透質」を「不浸透質」に改め、同号を同項第12号とし、同項第14号中「見透しの」を「見通しの」に、「見透しできない」を「見通しできない」に改め、同号を同項第13号とし、同項第15号中「見透し」を「見通し」に改め、同号を同項第14号とし、同項第16号中「見透しできる」を「見通しできる」に改め、同号を同項第15号とし、同項に次の8号を加える。

- (16) 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を原湯（浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）又は原水（原湯の原料となる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）として使用する場合は、当該湯水が規則で定める水質の基準に適合していること。
- (17) 循環ろ過装置（浴槽水をろ過器を通して浄化した後浴槽に戻す装置をいう。以下同じ。）は、次の要件を満たす構造であること。
 - イ ろ過器は、十分なる過能力を有し、そのろ材の十分な洗浄又は交換が行えるものであること。
 - ロ 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に集毛器（浴槽水の中の毛髪その他これに類するものを取り除くための装置をいう。以下同じ。）が設置されていること。
 - ハ 浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口が設置されていること。
- (18) 回収槽（浴槽からあふれた湯水を回収する槽をいう。）内の湯水を浴用に使用しない構造であること。
- (19) 貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）、配管その他浴槽に附属する設備は、土ぼこり、汚水その他これらに類するものが入らない構造であること。
- (20) 浴槽に気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備をいう。以下同じ。）を設置する場合にあつては、当該浴槽は、その浴槽水を毎日完全に換水するのに支障がない構造であること。

- (21) 打たせ湯及びシャワーは、浴槽水を使用しない構造であること。
- (22) 気泡発生装置等は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
- (23) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の浴槽水が内湯の浴槽水に混じることのない構造であること。

第2条第2項第4号中「湯せん及び水せん」を「湯栓及び水栓」に、「シャワー」を「シャワー」に改める。

第3条第1項第1号中「見易い」を「見やすい」に、「女湯の標示」を「女湯の表示」に改め、同号ただし書中「前条第15号ただし書」を「前条第1項第14号ただし書」に、「性別毎に」を「性別ごとに」に、「標示」を「表示」に改め、同項第2号中「はき物」を「履物」に改め、同項第3号中「者は、その従業中半袖シャツ及び半股引」を「者には、清潔な作業着」に改め、同項第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とし、同項第7号中「附添人」を「付添人」に改め、同号を同項第5号とし、同項第8号を第6号とし、第9号を削り、同項第10号中「充分」を「十分に」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同号を同項第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (8) タオル、くし、ヘアブラシ、かみそり等は、未使用のもの又は消毒したもの（かみそりにあつては、未使用のもの）を貸与すること。

第3条第1項第11号を削り、第12号を第9号とし、同項第13号中「「ローソク」又は「ランプ」」を「照明器具」に改め、同号を同項第10号とし、同項第14号を第11号とし、第15号を削り、同項に次の14号を加える。

- (12) 浴槽水については、規則で定める水質の基準に適合するように水質の管理を行うこと。
 - (13) 規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、前号の水質の基準に適合しなかつた場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。
 - (14) 貯湯槽については、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を定期的に行うこと。
 - (15) 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、ろ過した湯水又は原湯を十分に供給することにより清浄に保つこと。
 - (16) 浴槽については、毎日（循環ろ過装置を設置している浴槽にあつては、1週間に1回以上）、浴槽水を完全に排出した上、清掃を行うこと。
 - (17) ろ過器のろ材は、1週間に1回以上、十分に洗浄し、又は交換して汚れを排出すること。
 - (18) ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管については、適切な方法により生物膜の除去及び消毒を行うこと。
 - (19) 浴槽に循環ろ過装置を設置している場合その他規則で定める場合にあつては、浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒した上、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を定期的に測定し、当該遊離残留塩素濃度を規則で定める基準に適合するようにするとともに、その測定結果は、検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質により塩素系薬剤が使用できない場合その他規則で定める場合であつて、知事が適当と認める衛生措置を行う場合は、この限りでない。
 - (20) 浴槽水の消毒を行う装置の維持管理を適切に行うこと。
 - (21) 集毛器は、毎日清掃すること。
 - (22) 浴槽水が換水してから1日以上使用したものである場合にあつては、気泡発生装置等を使用しないこと。
 - (23) 公衆衛生上入浴者が守るべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
 - (24) 衛生管理に関する作業書及び点検表を作成し、当該作業書に基づき点検を実施するとともに、点検表を点検の日から3年間保管すること。
 - (25) 営業者又は従業者のうちから衛生管理に係る責任者を定めること。
- 第3条第2項第2号中「見透しをさえぎる」を「見通しを遮る」に改める。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第2条 旅館業法施行条例（昭和33年7月県条例第25号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号ロを次のように改める。

ロ 洗面所は、不浸透性材料（タイル、コンクリートその他水が浸透しないものをいう。以下同じ。）又は厚板で作られ、かつ、十分な数の水栓を有すること。

第1条の2第1号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 入浴設備（浴槽を設けないもの及び洋式浴室を除く。以下同じ。）は、別表第1（入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽内の湯水（以下「浴槽水」という。）を取り替えることのできるものにあつては、同表第1項及び第2項）の基準に適合すること。

第1条の2第2号イを次のように改める。

イ 洗面所は、不浸透性材料又は厚板で作られ、かつ、十分な数の水栓を有すること。

第1条の2第2号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 入浴設備は、別表第1（入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽水を取り替えることのできるものにあつては、同表第1項及び第2項）の基準に適合すること。

第1条の2第3号ロを次のように改める。

ロ 洗面所は、不浸透性材料又は厚板で作られていること。

第1条の2第3号中ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 入浴設備は、別表第1第1項及び第3項から第10項まで（入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽水を取り替えることのできるものにあつては、同表第1項）の基準に適合すること。

第1条の2第4号ロを次のように改める。

ロ 洗面所は、不浸透性材料又は厚板で作られていること。

第1条の2第4号ハをニとし、ロの次に次のように加える。

ハ 入浴設備は、別表第1第1項及び第3項から第10項まで（入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽水を取り替えることのできるものにあつては、同表第1項）の基準に適合すること。

第4条第1項第1号中「充分なる」を「十分な」に改め、同項第5号イ中「ふとん及び」を「布団及び」に、「ふとんえり」を「布団襟」に改め、同項第6号イ中「汲み取る」を「くみ取る」に改め、同号ロ中「汲取口」を「くみ取り口」に改め、同項第8号中「くず入を備え、かつ、適切な場所に消毒薬を入れたたんぽを備えておく」を「くず入れを備える」に改め、同項第9号中「及び浴そうは、常に清潔に、湯水は十分に供給する」を「は、常に清潔に保つ」に改め、同項第11号を第12号とし、同項第10号中「十分に」を「十分に」に改め、同号を同項第11号とし、同項第9号の次に次の1号を加える。

（10）前号に定めるもののほか、入浴設備については、別表第2に定める措置を講ずること。

ただし、入浴設備のうち客室に設置され、入浴者が浴槽水を取り替えることのできるものにあつては、この限りでない。

第4条に次の1項を加える。

3 知事は、公衆衛生上支障がないと認められる入浴設備については、第1項第10号に定める基準の一部を適用しないことができる。

附則の次に別表として次の2表を加える。

別表第1

1 浴槽及び洗場は、不浸透性材料又は厚板で作られており、浴槽は、洗場から汚水が流入しない構造であり、共同の入浴設備にあつては、洗場に隣接して脱衣室を有し、その境には、戸が設置されていること。

2 浴室は、十分な数の水栓を有すること。

3 水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水以外の湯水を原湯（浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される温水をいう。以下同じ。）又

- は原水（原湯の原料となる水及び浴槽水を再利用せずに浴槽に直接注入される水をいう。以下同じ。）として使用する場合は、当該湯水が規則で定める水質の基準に適合していること。
- 4 循環ろ過装置（浴槽水をろ過器を通して浄化した後浴槽に戻す装置をいう。以下同じ。）は、次の要件を満たす構造であること。
 - (1) ろ過器は、十分なる過能力を有し、そのろ材の十分な洗浄又は交換が行えるものであること。
 - (2) 浴槽水がろ過器内に入る前の位置に集毛器（浴槽水の中の毛髪その他これに類するものを取り除くための装置をいう。以下同じ。）が設置されていること。
 - (3) 浴槽水がろ過器内に入る直前の位置に浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口が設置されていること。
 - 5 回収槽（浴槽からあふれた湯水を回収する槽をいう。）内の湯水を浴用に使用しない構造であること。
 - 6 貯湯槽（原湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）、配管その他浴槽に附属する設備は、土ぼこり、汚水その他これらに類するものが入らない構造であること。
 - 7 浴槽に気泡発生装置等（気泡発生装置、ジェット噴射装置その他微小な水粒を発生させる設備をいう。以下同じ。）を設置する場合にあつては、当該浴槽は、その浴槽水を毎日完全に換水するのに支障がない構造であること。
 - 8 打たせ湯及びシャワーは、浴槽水を使用しない構造であること。
 - 9 気泡発生装置等は、その空気取入口から土ぼこりが入らない構造であること。
 - 10 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の浴槽水が内湯の浴槽水に混じることのない構造であること。

別表第2

- 1 浴槽水については、規則で定める水質の基準に適合するように水質の管理を行うこと。
- 2 規則で定めるところにより、浴槽水の水質検査を行い、その結果を検査の日から3年間保管するとともに、前項の水質の基準に適合しなかつた場合には、速やかにその旨を知事に届け出ること。
- 3 貯湯槽については、生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を定期的に行うこと。
- 4 浴槽水は、常に満杯状態に保ち、かつ、ろ過した湯水又は原湯を十分に供給することにより清浄に保つこと。
- 5 浴槽については、毎日（循環ろ過装置を設置している浴槽にあつては、1週間に1回以上）、浴槽水を完全に排出した上、清掃を行うこと。
- 6 ろ過器のろ材は、1週間に1回以上、十分に洗浄し、又は交換して汚れを排出すること。
- 7 ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器との間で循環させるための配管については、適切な方法により生物膜の除去及び消毒を行うこと。
- 8 浴槽に循環ろ過装置を設置している場合その他規則で定める場合にあつては、浴槽水を塩素系薬剤を使用して消毒した上、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を定期的に測定し、当該遊離残留塩素濃度を規則で定める基準に適合するようにするとともに、その測定結果は、検査の日から3年間保管すること。ただし、原湯又は原水の性質により塩素系薬剤が使用できない場合その他規則で定める場合であつて、知事が適当と認める衛生措置を行う場合は、この限りでない。
- 9 浴槽水の消毒を行う装置の維持管理を適切に行うこと。
- 10 集毛器は、毎日清掃すること。
- 11 浴槽水が換水してから1日以上使用したものである場合にあつては、気泡発生装置等を使用しないこと。
- 12 公衆衛生上入浴者が守るべき事項を入浴者の見やすい場所に掲示すること。
- 13 衛生管理に関する作業書及び点検表を作成し、当該作業書に基づき点検を実施するとともに

に、点検表を点検の日から3年間保管すること。

14 営業者又は従業者のうちから衛生管理に係る責任者を定めること。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に公衆浴場法（昭和23年法律第139号）第2条第1項の許可を受けて浴場業を営んでいる者がその際その営業の用に供している公衆浴場（以下「既存公衆浴場」という。）については、第1条の規定による改正後の公衆浴場法施行条例（以下「新公衆浴場条例」という。）第2条第1項第17号、第19号、第21号及び第22号の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

3 既存公衆浴場でその設備が新公衆浴場条例第2条第1項第18号の基準に適合しないものについては、同号の規定は、当該設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。この場合における公衆浴場法第3条第2項の規定による措置の基準は、新公衆浴場条例第2条及び第3条に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）回収槽（浴槽からあふれた湯水を回収する槽をいう。以下同じ。）の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。

（2）回収槽内の湯水を適切な方法で消毒すること。

4 既存公衆浴場でその設備が新公衆浴場条例第2条第1項第20号の基準に適合しないものについては、同号及び新公衆浴場条例第3条第1項第22号の規定は、当該設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。

5 既存公衆浴場でその設備が新公衆浴場条例第2条第1項第23号の基準に適合しないものについては、同号の規定は、当該設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。

6 前3項の場合における新公衆浴場条例第3条第1項の規定の適用については、同項第13号中「規則で定めるところにより」とあるのは「年4回以上」と、同項第19号中「浴槽に循環ろ過装置を設置している場合その他規則で定める場合にあつては、浴槽水を」とあるのは「浴槽水は、」と、「定期的に」とあるのは「頻繁に」とする。

7 この条例の施行の際現に旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて旅館業を営んでいる者がその際その営業の用に供している施設（以下「既存旅館等」という。）については、第2条の規定による改正後の旅館業法施行条例（以下「新旅館条例」という。）別表第1第4項、第6項、第8項及び第9項の規定は、この条例の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、適用しない。

8 既存旅館等でその入浴設備が新旅館条例別表第1第5項の基準に適合しないものについては、同項の規定は、当該入浴設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。この場合における入浴設備に係る旅館業法第4条第2項の規定による措置の基準は、新旅館条例第4条第1項第9号及び第10号に定めるもののほか、次のとおりとする。

（1）回収槽の壁面の清掃及び消毒を頻繁に行うこと。

（2）回収槽内の湯水を適切な方法で消毒すること。

9 既存旅館等でその入浴設備が新旅館条例別表第1第7項の基準に適合しないものについては、同項及び新旅館条例別表第2第11項の規定は、当該入浴設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。

10 既存旅館等でその入浴設備が新旅館条例別表第1第10項の基準に適合しないものについては、同項の規定は、当該入浴設備の改修又は増築が行われるまでの間は、適用しない。

11 前3項の場合における新旅館条例別表第2の規定の適用については、同表第2項中「規則で定めるところにより」とあるのは「年4回以上」と、同表第8項中「浴槽に循環ろ過装置を設置している場合その他規則で定める場合にあつては、浴槽水を」とあるのは「浴槽水は、」と、「定期的に」とあるのは「頻繁に」とする。